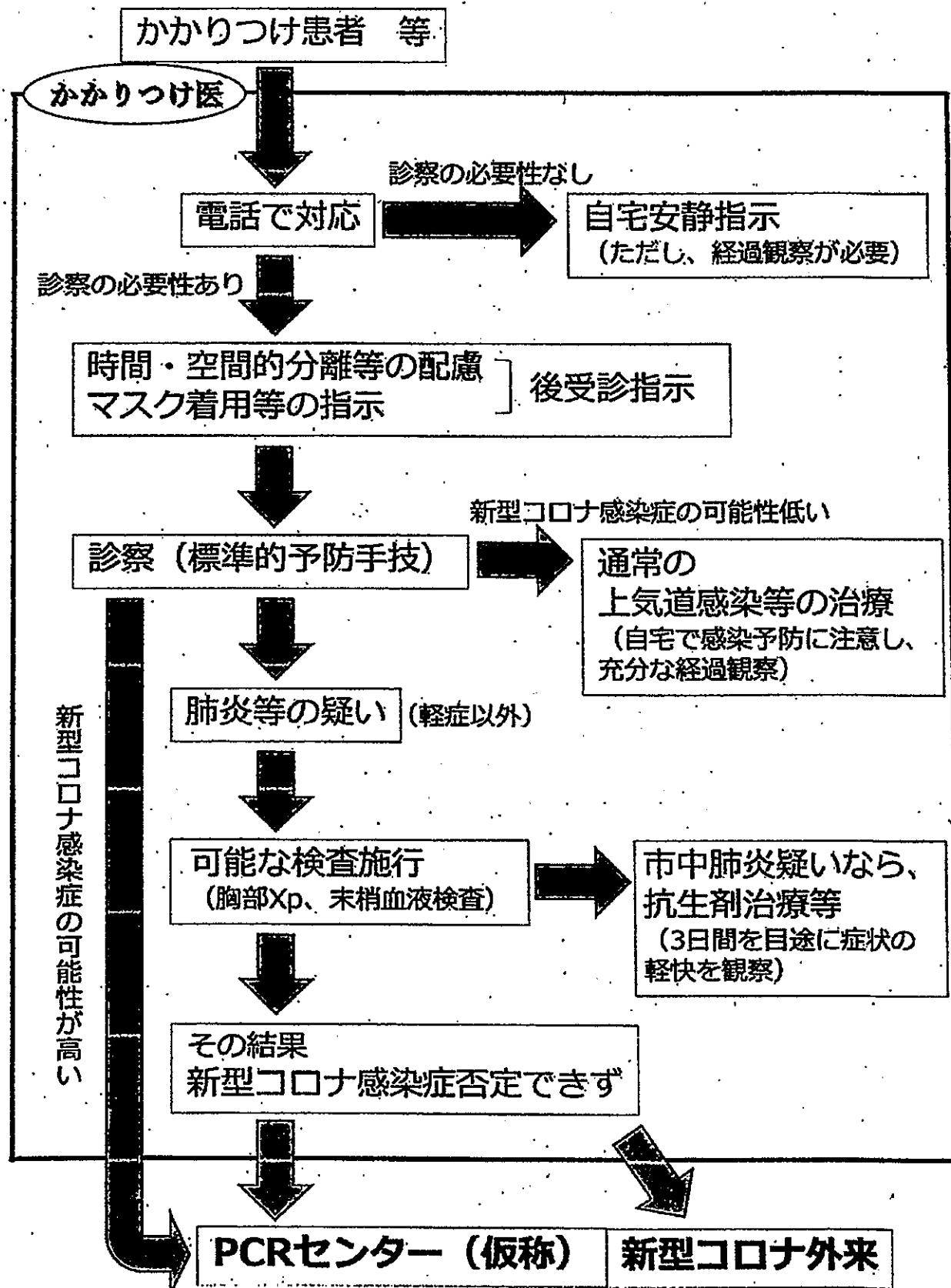


PCR センター（仮称）について

- 1.) PCR 検査を行うにあたっては、新型コロナ外来として、都からの認定が必要（医師の診察は必須→簡単な問診票で対応可？）で、検査会社との契約が条件
- 2.) PCR 検査に特化して行うので、PPE、フェイスシールド等フル装備
- 3.) 原則は、かかりつけ医からの紹介患者が対象（フロー図参照）
- 4.) SRL、BML、LSI の大手 3 社は、検査実施・報告体制可能の返答
- 5.) 結果は翌日夕刻に FAX 等で報告、報告書は翌々日に届く
- 6.) 保険診療にて行い、自己負担分は公費にて賄う（PCR 検査 1800 点）
- 7.) 設置場所は、医師会館の休日準夜間診療所や、地域内病院の外来の一部・駐車場等での臨時施設、または公共施設の一部（巡回診療の届け出要）等
- 8.) 開設時間は、地区医師会員に負担のかからない時間帯（平日の 13:30～15:30、水・木曜日の午前午後、週末 等）
- 9.) 受診者一人当たりの所要時間は、15 分程度（保険証の確認、属性の記載、問診票・連絡先の記入、検体採取）
- 10.) 検査結果判明までの間は、注意事項記載の書面を渡した上で外出禁止
- 11.) 結果の告知は、PCR センターに届くことを原則とした場合：①受診者再診の上報告書手渡し②紹介もとかかりつけ医に結果を通知（FAX、メール、郵送）
その他：③検査会社から直接かかりつけ医に報告
- 12.) 検査陽性の場合、
 - ① 無症状・軽症ならかかりつけ医管理のもと自宅安静、または都の指定する停留施設に滞在
 - ② 中等症以上なら保健所に連絡し都の指定病院へ入院、または地域連携のもと入院
- 13.) 検査結果陰性の場合、偽陰性も含めた療養上の注意を書面で渡し経過観察
- 14.) 運営は地区医師会、出務は会員医師、その施設の看護師、医師会事務（検体採取者に関しては、地域で臨床技士（会）等との連携も可）

PCRセンター（仮称）設置時のフロー図（案）



P C R 検査センターについて（保健所に照会）

- 現在、圏域の各市から問い合わせをいただいている状況である。
- 医療行為であることに加え、保険診療を行うための手続が必要となる。
- 発熱外来を桜町病院や小金井太陽病院で行い、P C R 検査センターと連携する場合検査センターを両院の敷地内とする方が、手続が簡素化されると思う。
- 設置に当たっては、通過動線の感染リスク低減、院内感染防止対策を考える必要があると思う。
- 杉並区で取り組んでいる感染症協力医療機関で実地を経験してから行うということも参考になると思う。
- 検査センターは、拭い（咽頭部から検体を拭い取る）のみを行い、検体は検査専門機関が行うこととなる。

防護服についての提供依頼

本日、武藏野赤十字病院の原口事務部長から電話があり、小金井市から防護服の協力が得られないか、打診があった。

武藏野市からすでに防護服の協力をいただいているが、残りが少なくなってきたおり、再入荷の見込みも立っていない。

健康課長から、本市の防護服は期限切れがほとんどであること、PCR検査センターが運用開始された際、現在の医師会の防護服だけでは足りなくなることから、そちらも見据えた対応が必要であるとお話ししたところです。

健康課防護服（アイマスク・手袋付き）の現状

使用期限内 30着

使用期限切れ 90着

令和2年4月13日
子ども家庭部保育課

令和2年度保育料（利用者負担）の取扱について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、令和2年4月10日付け文書「緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小について」を通知し、保育の提供を縮小し、仕事を休むことが困難な保護者に限定して実施するため、登園の自粛を強く要請したところである。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少する世帯も多くあり、国は公共料金の支払い猶予などの所得激減対策も打ち出しているところである。

このような状況の下、保育料においては、国は利用しなかった日数等に応じて減額することなどを市町村に求めており、小金井市においては保育の縮小実施により、登園する児童数について大きく減少することが見込まれているため、保育料についても利用しなかった日数に応じて減額する対応が必要となっています。

よって、令和2年度保育料について、収入が減少した世帯への経済的支援と市業務の軽減のため、下記のとおり対応することとしたい。

記

1 対応

従来は4月に4月から8月までの保育料を決定し通知しているが、新型コロナウイルス感染症対応のため、しばらくの間、保育課が登園した日数等を確認後、登園した日数に応じた保育料を決定する方式に切り替える。

なお、納期限は小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、別に定めることとする。

2 対象児童数

1,166人（管内特定保育施設の2歳児クラスまでに在籍する小金井市民）

※ 受託児童は対象外

※ 特定地域型保育事業・認定こども園在籍児童は、施設徵収のため対象外（決定通知は令和2年3月27日に発送送）。

3 対象歳入額

26,009,700円（月額）

4 その他

既に令和2年3月分の保育料は保育料の決定後に登園自粛をお願いしたため、これから還付という形で保育料を返還する予定である。

	4/6 (月)			4/7 (火)			4/8 (水)			4/9 (木)			4/10 (金)		
	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C	A+B+C	A	B	C
在籍者数 15:31時	1131	1131	0	1131	0	0	0	1131	0	0	0	1131	0	0	0
新規登録 15:31時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たまむし1	18	18	46	46	0	0	0	0	30	0	0	0	27	0	0
たまむし2	17	17	18	18	0	0	0	0	18	0	0	0	15	0	0
たまむし3	17	17	32	32	0	0	0	0	26	0	0	0	22	0	0
あかね1	18	18	33	33	0	0	0	0	26	0	0	0	20	0	0
あかね2	19	30	30	30	0	0	0	0	25	0	0	0	18	0	0
あかね3	14	21	21	21	0	0	0	0	19	0	0	0	20	0	0
あかね4	15	20	20	20	0	0	0	0	16	0	0	0	13	0	0
あかね5	18	29	29	29	0	0	0	0	24	0	0	0	19	0	0
ほんちょう1	22	33	33	33	0	0	0	0	22	0	0	0	24	0	0
ほんちょう2	14	26	26	26	0	0	0	0	23	0	0	0	19	0	0
さくらみ1	0	25	45	45	0	0	0	0	37	0	0	0	32	0	0
さくらみ2	0	28	41	41	0	0	0	0	34	0	0	0	31	0	0
さわらび1	24	43	43	43	0	0	0	0	46	0	0	0	33	0	0
さわらび2	19	23	23	23	0	0	0	0	19	0	0	0	19	0	0
たけとんぼ1	0	19	41	41	0	0	0	0	35	0	0	0	27	0	0
たけとんぼ2	0	8	21	21	0	0	0	0	17	0	0	0	13	0	0
まえはら1	27	36	36	36	0	0	0	0	31	0	0	0	22	0	0
まえはら2	20	26	26	26	0	0	0	0	27	0	0	0	27	0	0
みどり1	25	45	45	45	0	0	0	0	43	0	0	0	35	0	0
みどり2	11	19	21	21	0	0	0	0	21	0	0	0	12	0	0
みなみ1	11	26	26	26	0	0	0	0	23	0	0	0	17	0	0
みなみ2	9	19	19	19	0	0	0	0	13	0	0	0	16	0	0
全所 合計	1,191	0	80	2,400	0	0	0	0	673	0	0	0	472	0	0
					57%					48%			40%		

2020年4月13日

小金井市長 西岡真一郎 様

会派みらいのこがねい

鈴木 成夫

村山 秀貴

岸田 正義

沖浦あつし

緊急事態宣言発令に対する小金井市の対応に関する要望書

4月7日、政府より5月6日までの緊急事態宣言が発令され、東京都において緊急事態措置を実施、本市においても市長より注意喚起がなされたが、東京都内の新型コロナウィルス感染者は増加の一途を辿り、小金井市の感染者も拡大している状況のなか、市民や地域事業者からは先行きの見えない不安や悲痛な声が寄せられている。市民生活や地域経済への影響を最小限に留め、更なる感染拡大を防止するために以下、要望する。

- ①小金井市医師会からの注意喚起（その3）のように風邪等の症状が出た場合の相談フローをホームページだけでなく市報などで周知徹底すること。
- ②三師会をはじめ、医療・介護・福祉従事者や子育て支援従事者に対し、マスクや消毒液の配備など必要な支援を行うこと。
- ③保育園や学童保育は東京都の対応も踏まえ、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービス従事者以外の、仕事を休むことが困難な保護者についても柔軟に対応すること。
- ④個別の支援と配慮が必要な児童・生徒が在籍する、特別支援学校や市立小・中学校特別支援学級等の家族や保護者に対し、アンケート等を実施し、ニーズを受止め、善後策を講じること。
- ⑤生活資金や事業資金に困っている方へ小金井市の支援施策だけでなく、国や東京都の支援施策を体系的にまとめた一覧を作成し、市報・ホームページ・Twitter等あらゆる媒体で広く市民にわかりやすく周知すること。
- ⑥小金井市商工会と連携し、早急に市内事業者への影響調査を行うとともに、国や東京都の支援策では対象にならない事業者への市独自支援を行うこと。
- ⑦在宅勤務を好機と捉え、平時は勤務先と自宅の往復で市内飲食店を利用していない市民を市内飲食店とつなげる施策を展開するとともに、宅配やテイクアウトを行う市内飲食店に対して広報や補助金などの支援を行うこと。

⑧不急の市の業務の洗い出しを行い、可能であれば休止する判断を求める。

その際に発生した不用額を市独自の経済支援策に活かすこと。

⑨小金井市役所においても対応可能な部署でのテレワーク機能の環境整備に早急に努めること。

⑩現在でも経済課への問い合わせが増えているが、国や東京都の更なる支援施策が施行されると窓口への問い合わせが増加することが考えられる。各課で対応するのではなく、相談窓口を一本化して丁寧に対応するとともに、相談体制の強化を図ること。

※新型コロナウィルス影響調査報告書を添付

以上

新型コロナウィルス影響調査結果報告書

新型コロナウィルスによる市内事業者への影響を小金井市商工会青年部の協力のもと、調査いたしましたのでご報告いたします。

昨年3月期に対する今年の売上では、26.7%が70%未満、売上が10%以上減少している事業者は55.6%と飲食業をはじめ大きな影響が生じています。今年2月と3月を比較した売上でも同様の傾向があり、更なる自肃要請や緊急事態宣言により、この状況がさらに悪化し長期化することが予想されます。

この間、国や東京都でも様々な施策を講じて頂いているところではありますが、その条件が厳しくて申請できない、申請することはできても返済条件が厳しくて申請できない、あるいは申請しても補助金が支給されるまで事業継続が難しいとの悲痛な声が寄せられています。

このままでは、個性と魅力ある小金井市の事業者が事業継続することができず、地域や商店会の活力は失われ、小金井市の魅力そのものが減衰する結果を招きかねません。そのような危機感のもと、小金井市におかれでは、国や東京都の動向を待つのではなく、本調査結果や市内事業者の声に耳を傾け、そのニーズに即した支援を早急に講じて頂きますようお願い申し上げます。

調査対象： 小金井市商工会青年部加盟事業者

調査期間： 2020年3月21日～4月3日

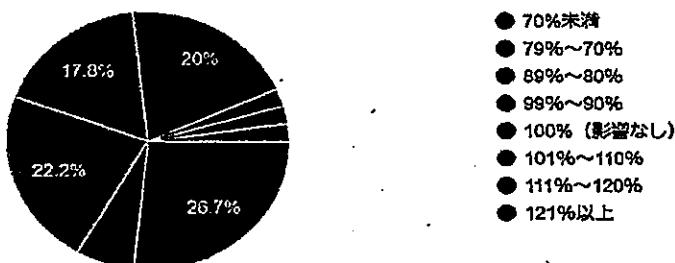
有効回答数： 45事業者／72事業者 回答率62.5%

※会派みらいのこがねい 岸田正義調査

新型コロナウィルス影響調査結果

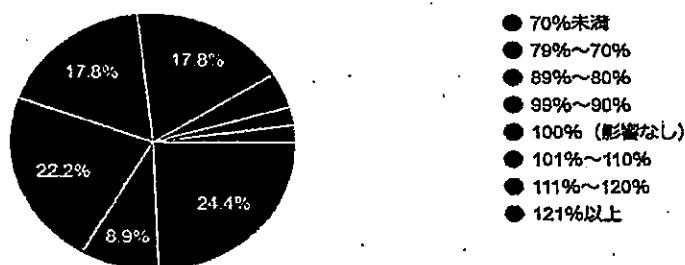
昨年3月の平均売上に対する、今年3月の売上状況を教えて下さい。

45件の回答



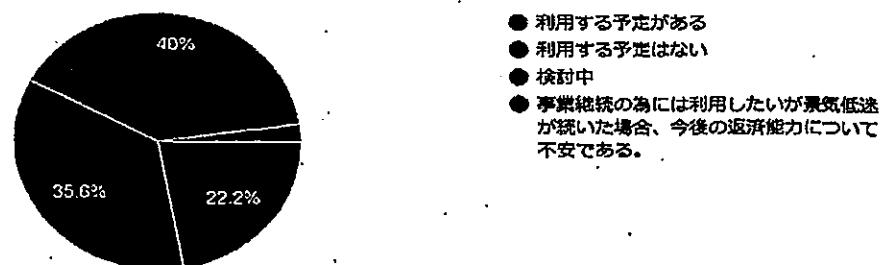
今年2月の平均売上に対する、今年3月の売上状況を教えて下さい。

45件の回答

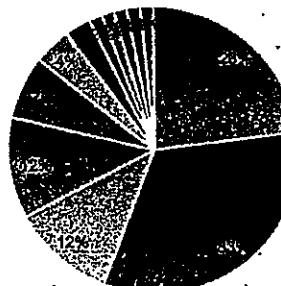


経済産業省が新型コロナウィルス感染症で影響を受...が、あなたの事業における有用性はありますか？

45件の回答



行政に望む支援は？



- 人件費補助
- 減税・免税・猶予
- 補助金・出資金
- 公共料金無償化
- 家賃・光熱水費補助
- マスク・消毒液の配布
- ベーシックインカム導入
- 子育て世帯への支援
- キャンペーン・広報費補助
- 公共工事の出伴
- 市独自バーコード決済導入
- 議員定数削減

令和2年4月13日

小金井市長 西岡真一郎 様
小金井市教育長 大熊雅士 様

新型コロナウイルス感染症への緊急対応に関する要望書

自由民主党・信頼の小金井
湯沢綾子、吹春保隆、遠藤百合子、清水がく、五十嵐京子

東京都では、連日多数の新型コロナウイルス感染者が新たに確認されており、その数は本市でも日を追って増加している。4月7日には緊急事態宣言が発令され、これに基づく緊急事態措置が実施されているところ、各方面に与える影響は甚大であり、市として市民の生活・健康を守るため最大限尽力することを求める。また、以下の点について検討されたく要望する。

- 1、保育園及び学童保育所について、本市では「保育の提供の縮小」を行っているものの、子どもやそこで働く人々への感染リスク及び近隣市の多くが実質休園としていることを考えても充分な対応とは言えない。医療をはじめ社会生活に不可欠な業務に従事している方々や、どうしても保育が必要な事情があるご家庭に関しては柔軟に受け入れる体制を確保しつつ、原則休園（休所）とすることを求める。
- 2、現在、防災無線等により市内一斉に外出自粛を求める放送が行われているが、駅前など人通りの多い場所について、広報車で集中的に外出自粛や三密を避けることを呼びかけるのも一定の効果があるのではないかと考える。また、新型コロナウイルス感染症に関する詐欺被害が多発しているところ、小金井警察署とも連携し、地域に対する注意喚起を徹底することを求める。市民に直接声を届けることができる手段として広報車を有効に活用されたい。
- 3、飲食店や商店など経営に大きな打撃を受けている事業者も多い。国や都が給付を表明している「持続化給付金」「感染拡大防止協力金」をはじめ、給付金や融資等の詳細が明らかとなった場合には、その対象や申請方法について分かりやすく周知することを求める。

4、多数の飲食店及び商店には、既に様々な創意工夫により感染拡大防止に協力して頂いているところ、デリバリー・テイクアウトを実施している店舗情報を市報やホームページに掲載するなど、市としても積極的に支援を行っていくことを求める。

5、各種手続き等で来庁する市民、そして窓口対応する職員の安全を守るために、窓口に順次「透明フィルム」を設置するなどの感染防止策をとることを求める。

6、高齢者（特に独居高齢者）や障がいを抱える子どもの親などを地域の中で孤立させないよう、民生委員が調査したデータも活用し、電話での健康管理や状況確認等による一層のケアを行う事を求める。

以上

小金井市長 西岡真一郎 様

2020年4月13日(月)

緊急事態措置への市の対応に関する申し入れーその2
(保育園の休園、および学童保育所の休所を求める要望)

会派：小金井をおもしろくする会
白井亨・水谷たかこ

4月10日、東京都（以下、都）が「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を公表した。この中で保育所と学童保育所は「施設の種別によっては休業を要請する施設」に位置づけられている。また前日の9日に都が通知した「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」の文書では、「適切な感染防止策を講じた上で、必要な方への保育等を提供することを要請する」としており、保育園や学童保育所について都の方針は、これまでの対応からより一層感染防止に向けた取組みを強化するよう自治体へ求めている。

4月10日17時30分時点において、小金井市の近隣7自治体の保育所に関する対応を各自治体のホームページで確認したところ、小金井市と同様に利用制限を設けず、各家庭の自主的な判断による「登園自粛」にとどまっているのは国分寺市のみであり、残りの6自治体（武蔵野市、府中市、三鷹市、調布市、小平市、西東京市）はいずれも、実質的に「休園」扱いで利用対象を医療・福祉・警察・消防・公共・ライフライン等の緊急事態宣言下において社会活動維持に必要な業務に従事するご家庭、及び会社等の都合でどうしても休めず子どもを他に預けられないご家庭に絞って特別保育を提供する方針を取っている。とりわけ、調布市と西東京市については4月9日までは小金井市同様の登園自粛の呼びかけであったところ、都の方針を受けて翌10日に運営を見直して、感染防止策を強化しており、わが会派としてもこれが現状において適切な対応と認識している。

小金井市は登園自粛を強化するために利用保護者が勤める事業者宛のお手紙を配布したが、これでは効果が薄い。「休園」により「（利用条件に該当しないため）保育園を利用できない」という強い根拠がないと、休めない（または有給休暇や欠勤扱いで休まざるを得ない）実情がある。明確な根拠がない状況では、子どもを保育しながらのリモートワークを許可しない会社がある一方で、「在宅勤務なら家庭保育に協力を」と個別に依頼されて保育園・学童と会社の板挟みになっている保護者がいることも理解すべきである。

さらに、子どもはもとより保育園で働く保育士の感染リスクを最大限軽減させるためにも、明確かつ大胆な対応が求められていることは、隣接自治体のほとんどが上記の対応を選択したことから自ずと導き出される結論ではないか。ここまで述べてきたことは、学童保育所も同様である。

市議会会派・小金井をおもしろくする会として、既に4月8日に提出した「緊急事態措置への市の対応に関する申し入れ」において、保育園および学童保育所の休園（休所）を要望したところであるが、小金井市が未だ「登園自粛」に留まっていることから、改めてこの点に絞って以下の通り、要望する。

<要望事項>

子どもとそこで働く方々の感染リスクに鑑み、保育園及び学童保育所は原則休園（休所）とし、医療従事者や警察・消防またライフライン維持に必要な職業のご家庭を対象に保育を確保すること。但し、勤め先がテレワーク等未対応もしくは不可な職種、その他子どもの保育が必要な場合において受け入れを行うことを周知し柔軟に対応することを、改めて要望する。

以上、申し入れる。

※ 参考資料として、2020年4月10日17時30分時点で小金井市隣接自治体における保育に関する対応状況（各自治体のHPより抜粋）をまとめた資料を添付しておきます。

保育

隣接自治体の保育施設の取扱(緊急事態措置発表後)

ver.03 2020年4月10日17:30時点

隣接自治体	実施対象	実施期間内審査の有無	実施対象となる利用できる家庭	実施対象となる利用申請用紙	実施対象となる申請用紙提出期限
小金井市	提供縮小	登園自粛のお願い(育休中、休みなど自宅で保育できる場合)	従来通り	なし	4月10日更新
国分寺市	登園自粛	登園自粛のお願い(育休中、休み、在宅など自宅で保育できる場合)			4月8日
武蔵野市	臨時休園	○保健者がともに医療、介護、警察、消防、ライフライン業者など市民の生命、安全の確保に従事する業務、食料品、医薬品販売など社会生活の維持に従事している場合 ○家庭での保育が特に困難な場合		「緊急事態宣言時の保育利用申請書」を在籍する園の園長に提出	4月8日
府中市	臨時休園	○保健、公安(警察、消防等)、保育(学童保育を含む)、金融、食料品・医薬品販売、飲食店、公共交通、運輸、物流及び公共インフラ(電気、ガス、水道等) 注記:ただし、対象者以外で保育が必要な場合は、その理由を「休園期間における登園履歴」にご記入いただき、保育園にご相談ください。		「臨時休園期間における登園履歴」を施設に提出	4月8日
三鷹市	登園自粛	両親共に仕事を休むことが困難な家庭など、保育園の利用が本当に必要な家庭※中高生の場合は、父兄の就学状況が「医療従事者」「消防士」「警察官」「介護士」「その他(一覧記述)」いずれに該当するかのチェック欄あり		利用申請書に「保育を必要とする事由」や「保育を必要とする日にち」を記入のうえ、施設に提出	4月9日
調布市	臨時休園	○保健者全員が以下1から4までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、又は5に該当する世帯 ○病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に従事する業務 ○老人福祉施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の維持に従事 ○電力・ガスなどの運営や飲食料品・生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に従事 ○警察、消防、駅員、保育など、社会の安定の維持に従事 ○その他、家庭での保育が特に困難な場合(左端欄に記載ください。)	必要	「特別的保育利用申請」を施設に提出	4月10日更新
小平市	利用自粛	○保健者全員が、医療機関、生活必需品販売、ライフライン(電気・ガス・水道)、公共交通、金融機関、官公署などに従事し、かつ、勤務日に当たるため、保健者以外の方も含めご家庭で保育に当たられる方がいない場合 ○上記以外で、特別な事情がある場合		「緊急事態宣言を受けた保育の提供の縮小期間の利用理由書」を利用保育施設に提出	4月9日
西東京市	臨時休園	世帯の全ての保護者の方が社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているご家庭など、どうしても保育が必要なご事情があるご家庭については、届け出に応じて「特別保育」を実施		「緊急事態宣言を受けた特別保育利用届出書」を利用保育施設に提出	4月10日更新